

(仮称)個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案) 骨子について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)が制定され、不正受給の防止や細やかな支援などによる「公平・公正な社会の実現」、各種申請時に用意しなければならない書類が省略できることによる「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」などが期待されております。

今年の10月には、市民の皆様には12桁のマイナンバー(個人番号)が通知され、マイナンバーの利用が開始されるのをを受けて、マイナンバーと結びついた個人情報の取扱いをより厳格にすることなどを規定する、「あきる野市個人情報保護条例」の改正の準備(9月議会に上程)を進めており、この条例案のパブリックコメントを7月に実施いたしました。

今回は、マイナンバーが平成28年1月から国や市などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなることから、市では、マイナンバーの利用や提供などを条例で定める必要があるため、パブリックコメントを実施し、皆様からのご意見を募集するものです。(災害対策分野に関する事務につきましては、被災者の支援などで利用されることとなるため、現在、具体的な取組はありません。)

市において、マイナンバーを利用することができる事務は、番号法の規定により原則として次の2つの事務とされています。

- ① 番号法により列挙された事務(以下「法定事務」といいます。)
- ② 市が条例で定める事務(以下「独自利用事務」といいます。)

(福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務に限ります。)

これらの事務を行うに当たり、マイナンバーを利用して各課間で情報を授受する場合や、市長部局から教育委員会などへ情報提供を行う場合には、条例を制定する必要がありますので、添付書類の省略による市民の皆様の利便性の向上や事務の効率化を図るために条例を制定します。

今回、条例に制定する主な内容は次の3点になります。

- ① 法定事務以外の事務でマイナンバーを利用することにより市民サービスの向上や行政の効率化が図られる事務を定め、マイナンバーを利用すること(独自利用事務)。
- ② 各課間で実施している情報の授受を行う際に、マイナンバーを利用すること(庁内連携)。
- ③ 市長部局と教育委員会の間で実施している情報提供の際に、マイナンバーを利用すること(提供)。

なお、今後も、市民サービスや事務効率の向上に資すると考えられるものは、適宜検討し、追加してまいります。

条例の整備について

条例(案)骨子

1 趣旨

法定事務以外の事務において、番号法第9条第2項（地方公共団体が地域の実情を踏まえて条例を定めることにより、個人番号を用いて手続きを行うことができるようにするための規定です。）に基づき条例を制定し、マイナンバーを利用して行うこととする独自利用事務及び各課間で特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の授受（以下「庁内連携」といいます。）を行うことが可能となるよう必要な事項を定めます。

また、番号法第19条第9号（同一地方公共団体内部の他の機関間において、特定個人情報の提供を行うことができるようにするための規定です。）に基づき、特定個人情報を市長部局と教育委員会の間で提供（照会）することが可能となるよう必要な事項を定めます。

《参考》

番号法（抄）（抜粋）
（利用範囲）

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

9 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

2 定義

使用する用語（個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者及び情報提供ネットワークシステム）の定義を定めます。

この用語の定義は、番号法において使用する用語の例によるものとします。

【用語解説】

(1) 「個人番号」とは

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいいます。

(平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号)

(2) 「特定個人情報」とは

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代って用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいいます。

(3) 「個人番号利用事務実施者」とは

個人番号利用事務※を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいいます。(※「個人番号利用事務」：行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいいます。)

(4) 「情報提供ネットワークシステム」とは

行政機関の長等の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる特定個人情報の提供を管理するものをいいます。(総務大臣が設置し管理します。)

3 市の責務

本条例(案)における市の責務を定めます。

個人情報の保護の観点から個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置(※)を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとします。

《解説》

※ 必要な措置とは

保管庫に施錠を行うなどの物理的対応、外部ネットワークからの攻撃を防御するための機器であるファイアウォールの設置などによる技術的対応、職員研修などによる組織的対応を行うことなどをいいます。

4 個人番号の利用範囲

番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用範囲を定めます。

(1) 独自利用事務について定めます。

法定事務以外の事務で、現在、市において実施している福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、マイナンバーを利用することにより市民サービスの向上や行政の効率化が図られる事務を定め、マイナンバーを利用することとします。

独自利用事務として個別に事務名などを列挙し、別表などにより規定します。

(例) 別表

機関	事務
市長	あきる野市児童育成手当条例に基づく事務であって規則で定めるもの
教育委員会	あきる野市就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 庁内連携について定めます。

法定事務及び独自利用事務を行う中で、効率的な処理に必要な限度で、各課の間で特定個人情報の授受（庁内連携）を行うことができるようにします。

独自利用事務については、個別に機関名などを列挙し、別表により規定します。

また、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報を自らが保有している場合は、利用することができる旨を規定します。

(例) 別表

機関	事務	特定個人情報
市長	あきる野市児童育成手当条例に基づく事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

5 特定個人情報の提供

番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供について定めます。

独自利用事務を行う中で、効率的な処理に必要な限度で、市長部局から教育委員会へ特定個人情報を提供することができるようにします。

個別に情報照会機関などを列挙し、別表により規定します。

(例) 別表

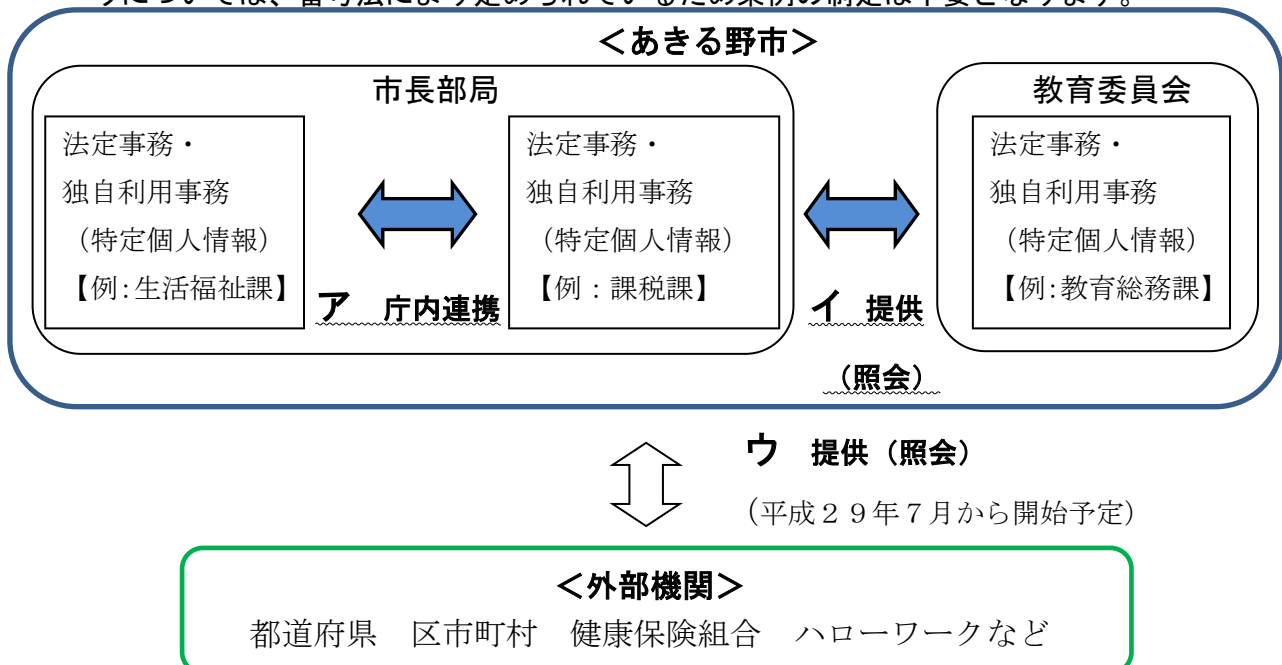
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	あきる野市就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

《参考》

図1 庁内連携・情報提供のイメージ

※ア及びイについて条例を定めます。

ウについては、番号法により定められているため条例の制定は不要となります。



6 委 任

条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定めます。

7 施行日

平成28年1月1日から施行します。